令和元年(ネ)第4540号マイナンバー利用差止等請求控訴事件 控訴人 宮崎俊郎ほか 178名

## 口頭弁論再開を求める要請書

2023年6月2日、国会ではマイナンバー制度の根幹を変更する番号法改「正」案が可決・成立しました。それまでマイナンバー制度の利用事務は税・社会保障・災害対策の3領域に限定されているから安全な仕組みであると随所で言われてきました。制度開始にあたってマイナンバー制度大綱で政府は、マイナンバー制度には個人情報を危険な状態に晒すリスクを保有しているが、対象領域を限定しており、様々な個人情報保護措置を講じているから安全な制度であると言っていました。

ところが今回の番号法改「正」においてその根底が覆されたのです。3月9日に出された最高 裁判決においても、そうした限定的な制度であるから合憲であるという判断が示されましたが、 これは裏を返せば領域限定が取り払われれば、その判断を見直さざるをえないとも解釈可能なも のでした。

さらに、法律成立後にマイナンバーカードをめぐる様々な事故や情報漏洩が発覚しました。河野デジタル担当相はその原因について「ヒューマンエラー」「ベンダーのシステムの問題」としてマイナンバー制度そのものから起因するものではないと説明しています。私たちはマイナンバー制度が広範に様々なデータをマイナンバーに紐づけることによるミスは不可避であり、まさにマイナンバー制度そのものの問題性の具現化であると考えています。

私たちはこれまでの期日において、マイナンバー制度の事故事例を精密に積み上げ、緻密に分析してマイナンバー制度の問題性として展開してきました。今回発覚した事例はこれまでの事例を上回る劣悪なものばかりであり、本来発覚した時点で制度の運用を止めてその内容を検証すべきものばかりです。他人の医療情報がマイナポータルで見ることが可能となる情報漏洩はあってはならないものです。こうした事故は数の多寡の問題ではありません。その深刻さは制度の存廃にまで及ぶものだと言わざるをえません。

私たちマイナンバー違憲訴訟神奈川の控訴審は今年1月30日に終結しましたが、それ以降の情勢の変化は上記2点に象徴されるように重大なものです。私たちはその後の状況変化を裁判過程に取り込んで現状に合った判決を望むものです。

そのために私たちは追加の立証が欠くべからざるものだと考え、書証の提出とともに口頭弁論を行うことが肝要であると考えます。

2023年6月5日に代理人弁護士より提出した口頭弁論再開申立について、すみやかに口頭弁論を再開されるよう控訴人より要請いたします。